

平成 20 年にご寄附いただいた皆様へ

務台俊介の政治活動に対して、ご理解を賜り、ご寄附いただきまして深く御礼申し上げます。

平成 20 年にご寄附いただいた方々の中から、「寄附金控除のための書類」に関してお問い合わせがありました。現在のところ、制度の都合上、「寄附金控除のための書類」をお送りすることができない状態にあります。これは以下の理由によります。

- ・ 租税特別措置法上、現職でない「公職の候補者」（あるいは公職の候補者になろうとする者）に対して寄附を行った場合には、当該当事者が「公職の候補者」として確定した時点（具体的には公示日における立候補届の受理）以降にしか、総務省あるいは都道府県選挙管理委員会は、「寄附金控除のための書類」を交付できない仕組みとなっております。
- ・ 平成 20 年分の寄附については、平成 21 年に立候補することではじめて寄附金控除の対象となります。
- ・ こうした事情により、平成 20 年に務台俊介にご寄附いただいた方々に対しては、平成 21 年の衆議院選挙の公示日以降でなければ「寄附金控除のための書類」をお送りすることができません。総選挙の公示日以降には、当該書類をお送りする手はずとなりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、確定申告をされる方と、されない方とで、取扱いが異なりますのでご注意のほどお願いします。

① 平成 20 年分の確定申告をしている方

寄附金控除の書類送付後に、更正の請求を行っていただくこととなります。

更正の請求のできる期間は確定申告の期限から 1 年間に限られます。

② 平成 20 年分の確定申告をしていない方

寄附金控除の書類送付後に、期限後の確定申告の手続きをしていただくこととなります。期限後申告の期限は確定申告の期限から 5 年間です。

なお、①、②いずれの場合にも、先の「寄附金控除のための書類」を税務署に提出していただく必要があります。

以上、誠に迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。